

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県

## 意見陳述書

2017年5月17日

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀樹

外

### 1 事案の概要と審理の重点

本訴訟は、岐阜県警大垣警察の職員が、組織的に、長期的かつ日常的に、原告らについての情報を収集・取得し、これを保存・管理し、利用するなどして「監視」していたところ、シーテック社が当時計画していた風力発電施設建設事業に関連して、同社との情報交換の場で原告らについての情報提供を行ったことによって、原告らに生じた損害の賠償を求める訴訟である。

重点的に審理されるべきは、①警察による情報収集等の具体的事実、②情報収集等の行為の違法性、及び③原告らが受けた権利侵害の内容である。

今回の更新弁論では、権利侵害の点について、特に、表現の自由においては萎縮効果が権利侵害の要素であることについて意見を述べる。

### 2 萎縮効果は表現の自由の侵害の要素である

(1) 萎縮効果とは、「言論に対する制約が当該事件における特定個人のみならず、他の不特定の人をも威嚇する一般的な働きをすること」である。

京都大学の毛利透教授(判例時報2275号4頁以下)によると、「表現制約が生じさせる萎縮効果に敏感であるべき理由は、表現活動が民主政治に不可欠

であるにもかかわらず、実際にはほとんどの場合政治に対して影響を与えないという、その必然的ジレンマに存する。表現活動は万に一つの可能性にかけた行動であるため、活動の意欲は制裁のリスクに敏感に反応して低下せざるを得ない。だから、個別の事件解決においては、個々の表現活動が民主政治全体への貴重な貢献であること、それを禁止することが萎縮効果を通じて活発で豊かな討論の場の縮小、民主政治の機能低下を生み出す危険があることを考慮に入れる必要がある。」とされる。

(2) 政治的表現活動には様々な手段が考えられる。例えば、デモ行進、学習会や演説会の開催、街頭での演説やチラシ配布、署名集め、あるいはインターネットでの情報発信などである。しかし、時間、労力、あるいは金銭面において大きな負担のもとに表現活動を行っても、多数の者に意見を伝え、賛同を得るのは容易なことではない。見解の対立する多数派の意見を変えさせることなど、不可能に近い難事とすら言える。少数派の意見の持ち主にとって、自らの意見が実際の政策に反映される機会は、極めて乏しいのが民主主義の実態である。

このように、表現活動は万に一つの可能性にかけた行動であるため、公権力による制裁のリスクに敏感に反応して、その活動の意欲は必然的に低下せざるを得ない。

表現の自由を保障するためには、当該個人にどのような影響があったかを検討するだけでは不十分である。当該個人に対して加えられた表現の自由に対する抑制的な措置が、社会全体における国民の表現活動を威嚇する効果を及ぼすことが正面から考慮されなければならない。

そのため、個人の表現の自由に対する侵害の要素として、萎縮効果は位置づけられるべきである。

(3) しかるに本件では、警察が、原告ら市民を監視してその情報を密かに収集し、将来の表現活動を敵視し、事前にこれを抑止せんと企図して、その市民と対立関係にある企業に情報を提供しその活動を支援した。このような扱いを受けた

市民は、警察による強制手続を含む捜査活動による人権侵害、その後続く刑事責任の追及を想起して恐怖する。自らの意見の賛同者に対しても、同様に警察の敵意が向けられ、制裁の対象となるかもしれない。そんな表現活動は止めてしまおうと考えるのが、普通の市民の反応である。

恐怖は、当該市民の周囲に波及し、やがては全国に広がっていくかもしれない。警察は、誰を、どんな理由で、どのような情報を、いかなる方法で収集するのか、どんな場合に第三者に情報を提供するのか、その基準や根拠を一切明らかにしていない。したがって、自分が対象になっている・いないに関わらず、警察や警察を味方につけている大企業の意向に反するような表現活動はやめておこうと考えるのが当然である。

(4) われわれ法律家は、警察による制裁の「気配」によって極めて容易に萎縮するという表現の自由の特質に敏感でなければならない。少数者の意見が多数者を説得して政策に反映され、やがては社会を発展させる小さな可能性を慎重に守らなければならないのである。

市民が無用な萎縮をせずに伸び伸びと表現活動をすることができる社会を形成するために、警察の情報収集活動に対しては、厳格な法的規制が必要である。本訴訟では、情報収集活動の適法・違法の判断基準が示されることになるであろう。それはこの訴訟の結論を導くだけでなく、将来の政治的少数者が伸び伸びと表現活動をすることができる社会が確保されるか否かの方向性を決定づける重要な基準となりうるのである。われわれは、この訴訟に関わることの責任の重さに十分に留意して、審理を進めなければならないのである。

以上